

## **Press Release**

**秋田労働局発表** 平成28年1月29日

### 【担当】

職業安定部職業安定課

 課長
 津川 光也

 課長補佐
 須藤 学

 電話:
 018-883-0007

FAX: 018-865-6179

### 「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施について

雇用情勢が着実に改善する中、秋田労働局(局長 小林 泰樹)は、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や、未内定学生や進路未決定学生をはじめとする若者の正社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成28年3月までを「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の期間として、キャンペーンを実施します。

#### 1 秋田県内における正社員の現状

	正社員新規求人		正社員就職		正社員
	求人数	割合	就職件数	割合	求人倍率
平成 25 年度	30, 798 人	34. 6%	11,083件	34. 7%	0. 40 倍
平成 26 年度	35, 407 人	36. 8%	11, 113 件	36.6%	0. 55 倍
平成 27 年 12 月末	27, 721 人	38. 1%	7, 973 件	38. 4%	0. 63 倍

<sup>※「</sup>割合」は、全新規求人数に占める正社員求人数の割合。

### 2 秋田県内における新規高卒求人の現状

	雇用期間の定め無し	雇用期間の定め有り	正規求人比率
平成25年3月卒	2, 182 人	279 人	88. 7%
平成26年3月卒	2,474 人	308 人	88. 9%
平成27年3月卒	3,093 人	255 人	92. 4%
平成28年3月卒	3, 397 人	227 人	93. 7%

※各年6月末の数値、平成28年3月卒は平成27年12月末現在

秋田県内における正社員(無期雇用)求人は、全体の4割未満で、正社員就職の割合も4割に達していない状況です。有効求人倍率が1.08倍となる中、正社員求人倍率は0.63倍と依然厳しい状況が続き、正社員就職を希望している求職者が、不本意ながら非正社員として就職している者が依然として多く存在していることが窺えます。

新規高卒求人においても、正社員以外の求人が1割弱を占めており、就職希望者全員が正社員として雇用されない状況もあり、未だ未内定・進路未決定者も少なくあり

#### ません。

こうした背景から、秋田労働局では、引き続き正社員求人の確保に努めるとともに、 非正規雇用で働く者の正社員転換や未内定者や進路未決定者をはじめとする若者の正 社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため「不本意非正規対策・学卒正社員 就職実現キャンペーン」を実施して参ります。

### 3 秋田労働局における取組

- (1)「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施(~3月)
  - ●幹部職員等による事業主団体、企業等の訪問による働きかけを行います。

### (2) 不本意非正規対策の取組

- ●「キャリアアップ助成金」の拡充による派遣労働者等の正規転換を促進します。
- ●労働契約法に基づく無期転換ルールの周知に努めます。
- ●ジョブ・カードを利用した雇用型訓練等を促進します。

### (3) 学卒正社員化に向けた取組

●若者雇用促進法に基づく認定制度(ユースエール)の取得を促進します。



- ●地元就職を希望する高校生の就職実現のため、高校と連携した就職支援を実施 します。
- ●若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受 理制度を周知します。
- ●【未内定就活生への集中支援 2016】を実施します。

## 『正社員実現加速プロジェクト』の推進 ~2015年度の取組~

## "不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン"実施中!

雇用情勢が着実に改善する中、秋田労働局では、<u>不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や、未内定学生や進路未決定学生をはじめとする若者の正社員就職</u>の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関等と連携しながら、平成28年3月末までを「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」期間として、取組を実施します。

## 不本意非正規 対策<u>の取組</u>

- 「キャリアアップ助成金」の拡充による派遣労働者等の正社員転換
- 労働契約法に基づく無期転換ルールの周知
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の促進

## 学卒正社員化に 向けた取組

- 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得促進
- 地元就職を希望する高校生の就職実現のため、高校と連携した就職支援の実施
- 若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける 求人不受理制度の周知
- 【未内定就活生への集中支援2016】の実施

## 正社員実現に取り組む事業主への支援

- ●<u>『キャリアアップ助成金</u>』の拡充(平成28年2月10日 予定※)により、正社員や多様な正社員への転換等 を支援
- (※)「正規雇用等転換コース」①有期⇒正規1人当たり50万円(40万円)⇒60万円(40万円)等
- 「多様な正社員コース」①有期⇒多様な正社員1人当たり30万円(25万円)⇒40万円(30万円)等
- <u>『トライアル雇用奨励金』</u>によるフリーター・ニート 等の正社員就職の実現
- ●就業経験等に応じた公共職業訓練、成長分野で求められる人材育成の推進

### 派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

- ●<u>『キャリアアップ助成金』</u>の助成額拡充(1人当たり 80万円支給)による派遣先における派遣労働者の正 社員雇用の促進
- ●派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に 定めるよう措置・周知啓発

## 「ユースエール認定企業」

- ●若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の 状況などが優良な中小企業を若者促進法に基づき厚 生労働大臣が『ユースエール認定企業』として認定 【メリット】
- ①ハローワークなどで重点的PR を実施
- ②認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能
- ③自社の商品、広告などに認定 マークの使用が可能
- ④若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
  - キャリアアップ助成金
  - ・キャリア形成促進助成金
  - ・トライアル雇用奨励金



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

秋田労働局・県内各ハローワーク

# 正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充

~キャリアアップ助成金の拡充~【平成28年2月10日(予定)改正分】

1. 正規雇用等転換コース

( )内は中小企業以外の額です。

- 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合
  - ①有期→正規 1人当たり 60万円 (45万円) 「改正前 50万円(40万円)]
  - ②有期→無期 1人当たり 30万円 (22.5万円) [改正前 20万円 (15万円)]
  - ③無期→正規 1人当たり 30万円 (22.5万円) [改正前 30万円 (25万円)

### 2. 多様な正社員コース

- 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等した場合
  - ①有期→多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)

1人当たり 40万円(30万円) 「改正前 30万円 (25万円) ]

②無期→多様な正社員

1人当たり 10万円 (7.5万円) [改正前 30万円 (25万円)]

③多様な正社員→正規 **1人当たり 20万円(15万円)** 

(注) 正規→短時間正社員の助成対象となった者を除きます。

※ ①②は、勤務地・職務限定下社員制度を新たに規定した場合

1事業所当たり10万円(7.5万円)加算

加算措置に変更

※ 正規雇用等転換コース、多様な正社員コースでは、対象者が派遣労働者の場合や母子家庭の母等 又は父子家庭の父の場合等に加算措置があります。

## 3. 人材育成コース

○ 有期実習型訓練終了後、対象者全員を正規雇用労働者等に転換した場合 OFF-JTにかかる経費助成の上限額 ※実費を限度

100h未満

1人当たり 15万円 (10万円)

[改正前 10万円 (7万円)]

100 h以上200 h未満 1人当たり 30万円 (20万円)

[改正前 20万円 (15万円)]

200h以上

1人当たり50万円(30万円)

[改正前 30万円 (20万円)]

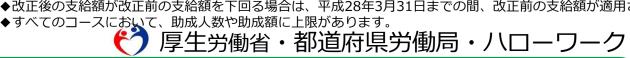
## ご注意

- ▶1、2のコースは転換等の日、3は訓練計画届提出の日が平成28年2月10日(予定)以 降となる場合に改正後の支給額が適用されます。
- ▶ただし、改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合(注)は、平成28年3月31日ま での間、改正前の支給額が適用されます。
- (注) 「大企業における無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換」、「無期雇用労働者から多様な正社員への転換」等
- ▶その他詳しくは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。
- 事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。 Ж
- すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が活用する場合は、事前にキャリアアップ計画変更届の提出 が必要になる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金のコース一覧は裏面をご参照下さい。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/part haken/jigyounushi/career.html
- ※ 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介しています。 「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 http://www.tayou-jinkatsu.jp/



## キャリアアップ助成金のコース一覧【平成28年2月10日(予定)改正後】

一十十分アプラン助成立のコース 見【十成20年2月10日(アモ)以正後】			
	助成内容	助成額 ( )は中小企業以外の額	
1 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・正規雇用等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規: 1人当たり60万円(45万円) ②有期→無期: 1人当たり30万円(22.5万円) ③無期→正規: 1人当たり30万円(22.5万円) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 1人当たり30万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算	
2 多様な正社 員コース	有期契約労働者等を ・多様な正社員に転換または 直接雇用等  正規雇用労働者を ・短時間正社員に転換または 短時間正社員に転換または 短時間正社員を新たに雇入れ	①有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員):1人当たり40万円(30万円) ②無期→多様な正社員 :1人当たり10万円(7.5万円) ③多様な正社員→正規 :1人当たり20万円(15万円) ④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ:1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、 1人当たり15万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合いずれも1人当たり①~③5万円加算、④10万円加算 ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 1事業所当たり10万円(7.5万円)加算	
3 人材育成 コース	<ul> <li>有期契約労働者等に</li> <li>・一般職業訓練 (Off-JT)</li> <li>・有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT)</li> <li>・中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT)</li> <li>・育児休業中訓練 (Off-JT)</li> <li>を行った場合</li> </ul>	Off-JT《1人当たり》 賃金助成:1時間当たり800円(500円) 経費助成: 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 (育児休業中訓練は訓練経費助成のみ) 最大30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練後に正規 雇用等に転換された場合 最大50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成:1時間当たり800円(700円)	
4 処遇改善コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額させた場合	①すべての賃金テーブル改定 : 1人当たり <b>3万円(2万円)</b> ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 : 1人当たり <b>1.5万円(1万円)</b> ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当た り20万円(15万円)加算	
5 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を 新たに規定し、4人以上実施した場合	1事業所当たり <b>40万円(30万円</b> )	
6 短時間労働者 の週所定労働 時間延長コース	有期契約労働者等の <b>週所定労働時間を25時間未満</b> から30時間以上に延長した場合	1 人当たり <b>10万円(7.5万円)</b> 3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。	



# 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の 優良な中小企業を応援します!

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める 人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

## **Q**「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか?

↑ ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、 企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	Ĺ	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で 認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに 関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索 システム」(4ページ参照)などにも企業情報を掲載しますので、御社の 魅力を広くアピールすることができます。
2	2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて 積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者 と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や 広告などに付けることができます。認定マークを使用する ことによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良 企業であるということを対外的にアピールすることができ ます。 <認定マーク>
4	1	若者の採用・育成を支援 する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 (裏面参照)

## **○** どのような企業が認定企業になることができますか?

A 裏面に記載されている認定基準を全て満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。

## ② 認定企業になるには、どうすればよいですか?

☆ 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。裏面の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。 また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。 詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

お 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## <認定基準>

1	学卒求人 <sup>※1</sup> など、若者対象の正社員 <sup>※2</sup> の求人申込みまたは募集を行っていること		
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること		
3	右の要件をすべて 満たしていること	<ul> <li>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</li> <li>・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下</li> <li>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下</li> <li>・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上</li> <li>・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上*3</li> </ul>	
4	右の雇用情報項目 について公表して いること	<ul> <li>・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数*、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数*</li> <li>・研修内容*、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合</li> <li>・前事業年度の月平均の所定外労働時間*、有給休暇の平均取得日数*、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)*</li> </ul>	
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと		
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと <sup>※4</sup>		
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと		
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと		
9	暴力団関係事業主でないこと		
10	風俗営業等関係事業主でないこと		
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと		
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと		

- ※1 大卒等求人については、「既卒3年以内の既卒者の応募可」であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を 負いながら業務に従事する労働者をいいます。
- ※3 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」 (子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業)を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※4 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ★ 3ページに説明

## <若者の採用·育成を支援する関係助成金の加算措置について>

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」を ご覧いただくか、各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/

#### 1. キャリアアップ助成金

雇用関係助成金

検索

認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、1人当たり最大50万円のところ、10万円を加算し60万円を支給する。

◆支給額は企業規模などにより異なる。また、「多様な正社員コース」を活用した場合も10万円の加算措置あり。

#### 2. キャリア形成促進助成金

認定企業が「若年人材育成コース」(採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を 実施)を活用した場合、経費助成率を最大1/2から2/3に引き上げる。

◆助成率は企業規模などにより異なる。

#### トライアル雇用奨励金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給する(最長3カ月間)。

## <事業年度末に認定申請を行う事業主の方へ>

#### -ご注意 -

認定に当たっては認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要があり、要件確認 のため、事業年度終了後1カ月以内に確認書類を提出していただく必要があります。

また、事業年度が3月末の事業主の方が3月に認定を受けた場合、新事業年度が開始した4月 に改めて確認書類の提出が必要となります。

認定申請に当たっては各企業の事業年度も勘案の上、申請を行っていただくようお願いします。

## <認定マークについて>

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマーク です。マーク中の「○○年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受ける ことになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのか がマークから分かります。



<認定マーク>

## 新設企業などこれから認定取得を目指している企業への措置はありますか?

若者雇用促進法に基づく認定基準(数値基準等)を満たしていないものの、若者の採用・ 育成に積極的な中小企業について、都道府県労働局、ハローワークが積極的にマッチング 支援を行う事業として**「若者応援宣言企業」という制度**があります。

若者応援宣言企業になるためには、

- ①若者対象の正社員求人・募集を行っており、②若者の採用・育成に積極的に取り組み、
- ③一定の労務管理体制の要件を満たし※1、④通常の求人情報よりも詳細な企業情報・ 採用情報※2を公表することが必要です。
- ※1 前ページの認定基準のうち、5以降の基準を満たすことが必要です。 ※2 前ページの認定基準のうち、4の★の情報を公表することが必要です。

## 「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがありますか?

若者応援宣言企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、 企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	若者の職場定着が期待	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できます。これによって、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定が期待できます。
2	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」(4ページ参照)などに企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加の 機会が増加	就職面接会などの開催についてハローワークから積極的にご案内するので、 若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」の 使用が可能	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的である ことを対外的にアピールすることができます。※

- ※「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。 継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人などを提出し、宣言基準の確認を受けてください。
- ① 若者応援宣言企業は、ユースエール認定企業と違い、助成金の加算措置が受けられないほか、認定マークも使用すること ができません。

### く「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」について>

全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報を掲載しているサイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、 求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、 積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを 促進していきます。



「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」

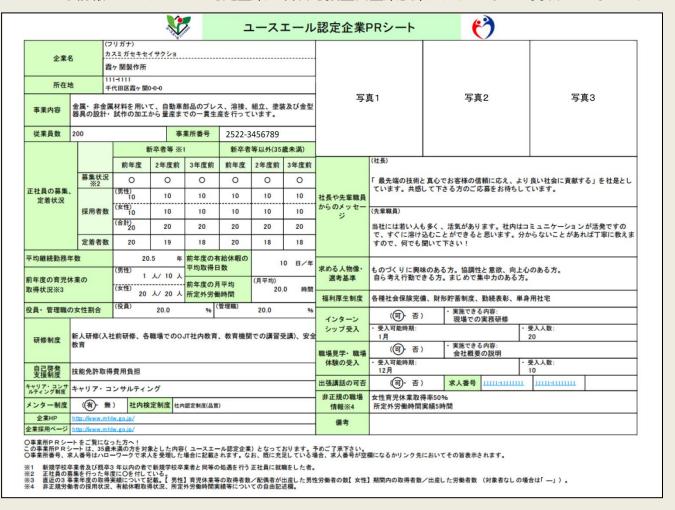
URL: https://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action

ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム



## <企業情報(PRシート)例>

このような情報がユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システムなどに掲載されています。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。